

運転免許行政処分の集中執行について

(平成9年3月31日甲通達運教第22号)

運転免許行政処分の集中執行については、各署の執行事務の軽減、被処分者に対する利便の供与等を図るため、下記のとおり実施することとしたので、誤りのないよう
にされたい。

なお、「運転免許行政処分の集中執行について」(平成4年甲通達運教第55号)
は廃止する。

記

第1 集中執行の場所、対象署

1 東部地区

(1) 執行の場所

静岡県警察東部運転免許センター

(2) 対象署

下田・伊豆中央・三島・伊東・熱海・沼津・裾野・御殿場・富士・富士宮の
各警察署

2 中部地区

(1) 執行の場所

静岡県警察中部運転免許センター

(2) 対象署

清水・静岡中央・静岡南・藤枝・焼津・島田・牧之原の各警察署

3 西部地区

(1) 執行の場所

静岡県警察西部運転免許センター

(2) 対象署

菊川・掛川・袋井・磐田・天竜・浜北・浜松東・浜松中央・浜松西・細江・
湖西の各警察署

第2 執行対象者

1 長期処分該当者

2 中期処分該当者

3 短期処分該当者

第3 集中執行員

集中執行員は、県本部運転免許課員とする。

第4 集中執行の要領

- 1 集中執行員は、県本部運転免許課(以下「運転免許課」という。)から送付する
出頭通知書(様式第1号)により出頭した執行対象者に対し、所定の手続に基づき
処分を執行するものとする。

- 2 集中執行員は、処分の執行を受けた者で停止処分者講習（以下「講習」という。）の受講を希望する者についての手続を行うものとする。
- 3 集中執行員は、講習時における考査の成績等に応じて処分期間短縮の措置を行った後、運転免許停止期間短縮通知書等を作成し、講習終了者に通知するものとする。
- 4 集中執行員は、被処分者の運転免許証を、執行台帳、行政処分決定通知書等の関係書類とともに管轄署長（被処分者の住所地を管轄する警察署長をいう。以下同じ。）に送付するものとする。

なお、講習終了者のうち、短期の処分者で、講習時における考査の成績が「優」であった者に対しては、処分期間の短縮の措置を行った後、運転免許証を返還するものとする。

- 5 集中執行員は、行政処分の集中執行状況について（様式第2号）により、集中執行の結果を速やかに県本部運転免許課長（以下「運転免許課長」という。）に報告するものとする。

第5 管轄署長の措置

- 1 第4の4により運転免許証の送付を受けた管轄署長は、所定の方法により、運転免許証を整理保管し、返還するものとする。
- 2 運転免許課から集中執行不出頭者に係る行政処分決定通知書等の送付を受けた管轄署長は、速やかに当該行政処分を執行するものとする。
- 3 管轄署長は、処分を執行した場合、その結果について、運転免許課長に電話速報するものとする。

第6 集中執行計画

毎月の集中執行計画については、前月15日までに運転免許課長が定めるものとする。

なお、計画の策定に当たっては、集中執行日を講習実施日に合わせるものとする。